

盛岡市危機管理指針

平成24年3月29日 策定

令和6年4月1日 改訂

盛 岡 市

目 次

第1章 総則	1
1 目的	
2 定義	
3 他の計画等との関係	
4 危機への対応の原則	
5 市の役割・市民の協力・事業者の協力	
6 市長の役割	
7 危機管理統括監の役割	
8 危機管理監の役割	
9 副危機管理監の役割	
10 総務部危機管理防災課の役割	
11 所管部等の役割	
第2章 事前対策（平常時からの準備）	4
1 危機管理連絡会議	
2 情報収集連絡体制の整備	
3 危機管理訓練及び研修等の実施	
4 物資及び資機材の確保	
5 市民及び事業者への啓発	
6 関係機関等との連携及び協力	
7 危機対処マニュアル等の作成、検証と見直し	
第3章 応急対策（危機発生時の対策）	5
1 情報の収集及び伝達	
2 組織体制	
3 応急対策の実施	
4 関係機関等との連携及び協力	
5 情報の提供	
第4章 事後対策（危機収束後の対策）	8
1 安全性の確認	
2 被災者等の支援	
3 復旧対策の推進	
4 再発防止策の検討	

別紙1 想定される主な危機

別紙2 危機対処マニュアル等の作成例

別紙3 危機管理体制図

第1章 総則

1 目的

この指針は、本市及びその周辺において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、あらゆる危機に対し強いまちづくりを目指し、本市の危機管理に係る基本的かつ標準的な事項を定めることにより、迅速・的確な対応体制を構築するとともに、関係部等、関係機関等及び地域が円滑に連携及び協力し、もって市民及び滞在者（以下「市民等」という。）の被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

2 定義

本指針における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 危機とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市民等の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

イ 市政運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 危機管理とは、危機を未然に防止する対策並びに危機が発生した場合の被害及び影響を最小限に止めるための取組をいう。

3 他の計画等との関係

本指針は、本市における危機への対応全般についての基本的かつ標準的な事項を示すものとする。なお、本指針が対象とする危機の中で、次に掲げる計画等に対応を定める危機については、それぞれの危機に対処するためのマニュアル等（以下「危機対処マニュアル等」という。）に従って対応するものとする。

(1) 盛岡市地域防災計画

(2) 盛岡市国民保護計画

(3) 盛岡市保健所健康危機管理方針

(4) その他所管部等において作成した危機対処マニュアル等

<危機への対応体系>

【盛岡市危機管理指針】

< 危 機 >

- 市民等の生命、身体又は財産に直接重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
- 市政運営に支障が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

【盛岡市地域防災計画】

異常な自然現象、大規模な火事・爆発、放射性物質の大量放出等

【盛岡市国民保護計画】

武力攻撃事態等、緊急処理事態における災害

【盛岡市保健所健康危機管理方針】

食中毒、感染症、毒物・劇物等に起因する健康被害

【その他の危機対処マニュアル等】

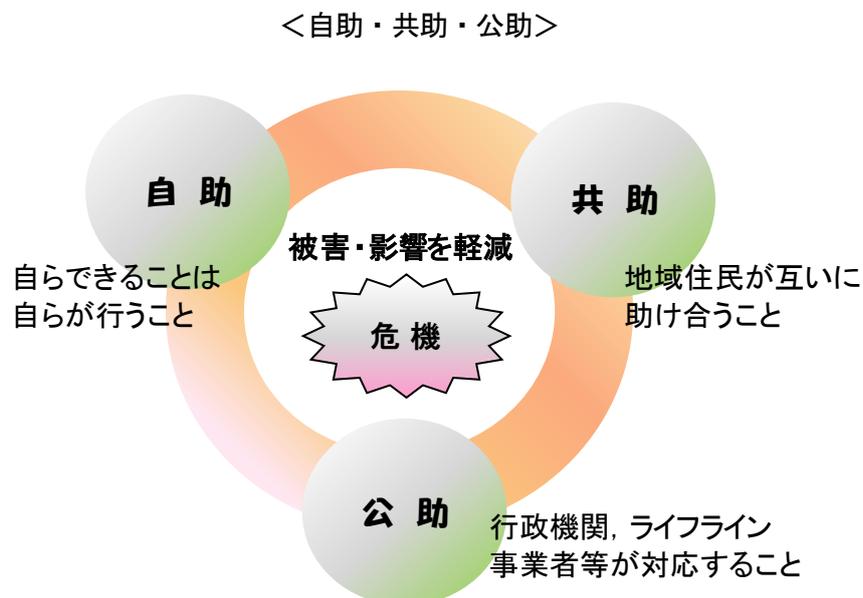
環境汚染、鳥獣被害、電子情報・情報システムに関する事件・事故等

4 危機への対応の原則

- (1) 危機への対応は、市民等の生命又は身体を保護することを最優先して行うものとする。
- (2) 危機情報の一元化、公開等に努め、市民等の安全及び安心を確保するものとする。
- (3) 危機については、所管部等が対処することを基本とし、状況に応じ、関係する他の部等と連携及び協力して対応するものとする。
- (4) 危機の規模、被害等の状況に応じ、市民等の被害又は社会的な影響が重大と判断される場合は、全庁的に対応するものとする。

5 市の役割・市民の協力・事業者の協力

- (1) 市は、市民等の生命、身体又は財産の保護、及び市政運営の確保のため、市の有する機能を十分に発揮するとともに、関係機関等と相互に連携及び協力し、危機管理を総合的に推進するものとする。（「公助」）
- (2) 市は、市民及び事業者が自らできることは自らが行う「自助」及び地域住民が互いに助け合う「共助」と有機的に連携し、地域協働の取組を踏まえ、被害及び影響を軽減するよう努めるものとする。
- (3) 市民は、自分の身を守るのは自分自身であることを認識し、危機に備え必要な措置を講ずるよう心がけるとともに、危機管理に関する市及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。
- (4) 事業者は、その管理する施設等において危機の発生を未然に防止し、従業員及び利用者の安全確保を図るとともに、自らも地域社会の一構成員としてその能力を活用し、危機管理に関する市及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。



6 市長の役割

- (1) 市長は、危機管理の最高責任者として迅速かつ的確な対応に努めるものとする。
- (2) 市長は、発生した危機に対して組織的に対応するとともに、必要に応じて関係機関等と連携及び協力して対応するものとする。
- (3) 市長は、必要があると認めたときは、危機に全庁的に対応するための対策本部（以下「危機対策本部」という。）を設置するものとする。
- (4) 市長に事故があるとき又は市長が欠けたときは、副市長がその職務を代理する。

7 危機管理統括監の役割

- (1) 危機管理統括監は、市長が命じた職員をもって充てる。
- (2) 危機管理統括監は、本市の危機管理を統括する。
- (3) 所管部等の特定の困難な危機については、主体となって対応する部等を定め、初動を指揮する。

8 危機管理監の役割

- (1) 危機管理監は、総務部長をもって充てる。
- (2) 危機管理監は、危機管理統括監を補佐するとともに、所管部等との調整を行う。
- (3) 危機管理統括監に事故があるとき又は危機管理統括監が欠けたときは、その職務を代理する。

9 副危機管理監の役割

- (1) 副危機管理監は、総務部次長をもって充てる。
- (2) 副危機管理監は、危機管理監を補佐する。
- (3) 危機管理統括監及び危機管理監に事故があるとき又は危機管理統括監及び危機管理監が欠けたときは、その職務を代理する。

10 総務部危機管理防災課の役割

- (1) 総務部危機管理防災課は、市の危機管理の総合調整を行うものとする。
- (2) 総務部危機管理防災課は、危機の未然防止、危機発生時の円滑な対応等を図るため、所管部等における危機管理に関する支援を行うものとする。
- (3) 総務部危機管理防災課は、所管部等から危機の発生に関する報告があったときは、関係部等と連絡調整を緊密に行い、情報の共有を図るものとする。
- (4) 総務部危機管理防災課は、危機対策本部を設置したときは、所管部等とともにその事務局を担うものとする。

11 所管部等の役割

所管部等は、危機の発生 of 未然防止並びに危機発生時の被害及び影響の軽減を図るため、必要な対策を講ずるものとする。

第2章 事前対策（平常時からの準備）

1 危機管理連絡会議

- (1) 危機管理監は、危機の発生に備え、平常時から部等間の連携及び情報の共有化を図るとともに、危機発生時において迅速かつ的確に対応するため、全庁的な連絡調整を目的とする危機管理連絡会議を設置するものとする。
- (2) 副危機管理監は、危機管理連絡会議の議長となる。
- (3) 危機管理連絡会議は、所管部等の次長等をもって組織する。
- (4) 危機管理連絡会議の組織、運営等の細目については、危機管理監が別に定めるものとする。

2 情報収集連絡体制の整備

- (1) 所管部等は、危機が発生し、又は発生するおそれがあるときに、関係部等及び関係機関等との間で迅速かつ的確な情報の伝達及び共有を行うことができるよう、情報収集連絡体制の整備に努めるものとする。この際、情報の途絶又は輻輳（ふくそう）に備え、複数の連絡手段を確保するよう努めるものとする。
- (2) 所管部等は、危機の発生に備え、夜間休日の場合を含めた情報連絡網を整備し、職員に周知するものとする。

3 危機管理訓練及び研修等の実施

所管部等は、危機対処マニュアル等に即し、的確に行動できるように、危機を想定した訓練、危機管理に関する知識及び技術を習得するための研修等の実施に努め、危機管理に関する職員の意識高揚及び危機管理体制の充実を図るものとする。

4 物資及び資機材の確保

所管部等は、危機に備えて、必要な物資及び資機材を備蓄し、及び整備し、又は円滑な調達を図られるよう努めるとともに、その維持及び取扱い方法の習熟に努めるものとする。

5 市民及び事業者への啓発

所管部等は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合における市民及び事業者の自助及び共助の重要性に鑑み、被害及び影響を軽減するため、市民及び事業者に対し、危機に関する啓発に努めるものとする。

6 関係機関等との連携及び協力

所管部等は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ的確に対応するために、平常時から所管業務の関係機関等との連携を図るとともに、協力体制の強化に努めるものとする。

7 危機対処マニュアル等の作成、検証と見直し

- (1) 所管部等は、必要に応じて、別紙に示す危機対処マニュアル等の作成例を参考として、それぞれが所管する危機に関する個別の危機対処マニュアル等の作成に努めるものとする。

- (2) 所管部等は、危機対処マニュアル等の作成に当たり、必要に応じて市民、事業者等の意見を求めるものとする。
- (3) 所管部等は、危機対処マニュアル等の作成後においても危機事例等の検証に努め、状況の変化に対応できるよう、必要な見直しを行うものとする。
- (4) 所管部等は、危機対処マニュアル等を作成又は変更したときは、速やかに総務部危機管理防災課へ報告するものとする。
- (5) 総務部危機管理防災課は、所管部等が行う危機対処マニュアル等の作成及び変更を支援するものとする。

第3章 応急対策（危機発生時の対策）

1 情報の収集及び伝達

(1) 情報の第一報及び続報

危機の発生又は発生のおそれを察知した職員は、断片的な情報であってもその第一報を直ちに所属長に報告し、詳細については追加情報として続報するものとする。

(2) 情報の収集

所管部等は、夜間休日を含めた情報収集に努めるとともに、必要に応じて関係機関等の協力を得ることにより、正確かつ迅速に情報を収集するものとする。

(3) 情報の内容

収集する情報は、おおむね次に掲げるものとする。

- ア 被害の発生状況（いつ、どこで、誰が・何が、どうした）
- イ 被害の拡大に関する予測
- ウ 応急措置の状況
- エ 市民等及び職員の避難状況
- オ 通信手段の有無

(4) 情報の伝達

所管部等は、危機が生じ、又は生じるおそれがあるときは、第一報及び被害の発生状況等を総務部危機管理防災課（連絡することができないときは、危機管理統括監、危機管理監及び副危機管理監）に迅速に報告するものとする。なお、総務部危機管理防災課が危機の第一報を入手したときは、所管部等へ情報を伝達するものとする。

(5) 情報の伝達が不能となった場合

情報の伝達が不能となり、部課等の長の指示又は命令を受ける時間がない場合にあっては、応急対策に携わる職員は、市民等の生命、身体又は財産を保護するため、臨機の措置を採るものとする。ただし、情報の伝達が可能となった場合は、当該職員は速やかに臨機の措置の内容について部課等の長に報告するものとする。

2 組織体制

(1) 情報管理

所管部等が情報を入手した場合は、直ちに情報連絡班を設置する等により、情報を一元的

に管理するものとする。

(2) 指揮命令

所管部等は、危機の規模、被害等の拡大に応じて、危機対策班を設置する等により、情報管理及び指揮命令を一元化するものとする。

(3) 庁内関係部等への協力要請

所管部等は、単独で危機に対応することが困難であると判断したときは、関係部等に協力を要請するものとする。協力要請を受けた部等は、所管部等の活動を支援するものとする。

(4) 危機のレベルと体制

ア 危機のレベル、危機の状況及び体制については、次表に掲げるとおり分類する。

イ 危機のレベルは、所管部等からの情報のほか、把握が可能な情報に基づき危機管理統括監が決定する。

<危機のレベルと体制>

危機のレベル	危機の状況	体制
レベル1	所管部等で対応が可能なとき	情報連絡班及び危機対策班などを設置する。
レベル2	被害若しくは社会的影響が拡大し、又は拡大するおそれがある場合であって、所管部等のみでは対応が困難であり、関係部等と合同で対応する必要があるとき	情報連絡班及び危機対策班などを設置し、所管部等が主体となって対応する。
レベル3	被害若しくは社会的影響が拡大し、又は拡大するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要なとき	危機対策本部を設置する。

(5) 危機対策本部

ア 危機に対して全庁的な対応が必要な場合であって、市長が必要と認めたときは、危機対策本部を設置するとともに、その名称を定めるものとする。

イ 危機対策本部の本部長は、市長をもって充てる。

ウ 危機対策本部は、危機の対応方針の協議及び決定その他必要とする事項を行うものとする。

エ 危機対策本部は、盛岡市役所本庁舎別館4階に設置する。ただし、盛岡市役所本庁舎別館が重大な被害を受けた場合等により、危機対策本部を設置できないときは、盛岡市役所本庁舎本館、若園町分庁舎、都南分庁舎、玉山分庁舎等適切な場所に設置する。

オ 危機対策本部に事務局を設置し、情報収集、連絡調整その他必要とする事項を行うものとする。

カ 危機対策本部に関し必要な事項は、この指針に定めがあるもののほか、盛岡市災害対策本部条例（昭和37年条例第13号）及び盛岡市災害対策本部規程（昭和52年訓令第1号）の規定を準用することを基本とする。

3 応急対策の実施

- (1) 危機対策本部又は所管部等は、危機が発生した直後から、市民等の生命又は身体を保護することを最優先に、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。
- (2) 危機対策本部又は所管部等は、市民等の安全の確保に留意し、二次被害の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

4 関係機関等との連携及び協力

- (1) 国、県及び他の市町村との連携及び協力
所管部等は、危機の専門性や被害等の規模に応じて国、県及び他の市町村との連携及び協力を図るものとする。
- (2) 他の関係機関等との連携及び協力
所管部等は、必要に応じて所管業務における関係機関等と連携及び協力を図るものとする。

5 情報の提供

- (1) 市民等への情報提供
 - ア 危機対策本部又は所管部等は、被害の拡大を防止するとともに、市民の安全及び安心を確保するため、必要に応じて複数の手段により迅速かつ的確に情報を提供するものとする。
 - イ 報道機関に協力を依頼する場合は、内容、時期、方法等について市長公室広聴広報課と調整を図りながら行うものとする。
 - ウ 危機対策本部又は所管部等は、関係部等と連携して要配慮者に対する情報提供に努めるものとする。
 - エ 危機対策本部又は所管部等は、必要に応じて市民等からの問い合わせに一元的に対応できるよう、専用窓口の設置等の体制を整備するものとする。
- (2) 市議会議員への情報提供
危機対策本部又は所管部等は、必要に応じて議会事務局を通じて市議会議員に対して適時適切に情報を提供するものとする。
- (3) 他の市町村及び関係機関等への情報提供
必要に応じて他の市町村及び関係機関等に対して適時適切に情報を提供するものとする。

第4章 事後対策（危機収束後の対策）

1 安全性の確認

- (1) 危機対策本部又は所管部等は、危機の拡大又は被害の拡大のおそれがないと認められるときは、危機の発生現場及び周辺地域の安全性の確認を行うものとする。
- (2) 危機対策本部又は所管部等は、危機の発生現場及び周辺地域の安全性が確認されたときは、市民等への周知を行うものとする。

2 被災者等の支援

- (1) 危機対策本部又は所管部等は、必要に応じて、被災者、救援活動従事者等の心身の健康に関する相談窓口を設置する等の措置を講ずるものとする。

(2) 危機対策本部又は所管部等は、必要に応じて、被災者等の生活再建を支援するための各種相談窓口を設置するなどの措置を講ずるものとする。

3 復旧対策の推進

- (1) 危機対策本部又は所管部等は、可能な限り迅速かつ円滑な復旧対策を推進するものとする。
- (2) 危機対策本部又は所管部等は、公共施設が被害を受けた場合であって、復旧に長期を要するときには、代替施設又は代替機能の導入その他必要な措置を講ずるものとする。

4 再発防止策の検討

- (1) 危機対策本部又は所管部等は、再び市民の安全及び安心が損なわれることがないように、危機発生及び被害拡大の原因を検証し、危機対処マニュアル等の見直しを行う等再発防止策の検討を行い、その結果を危機管理監へ報告するものとする。
- (2) 危機管理監は、所管部等における検討の結果を全庁的な危機管理機能の強化に活用するものとする。